

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

万葉歌人の漢詩：安倍広庭「春日侍宴」をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2023-02-05 キーワード: 作成者: 高松, 寿夫, Takamatsu, Hisao メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000048

万葉歌人の漢詩

— 安倍広庭「春日侍宴」をめぐって —

高松寿夫

はじめに

であり、年齢も四十六歳であったことになる。父の御主人は壬申の乱の功臣の一人でもあり、広庭の年齢からすると天武朝の出仕の可能性も考えられよう。

広庭には、『万葉集』に四首の短歌が見える。

『万葉集』に詠作が掲載される歌人には、『懷風藻』に漢詩もとどめている人物が何人か存在する。安倍広庭もその一人である。広庭は、文武朝の右大臣・御主人の息で、『続日本紀』には天平四年（七三二）二月二十日に薨去記事が見える。『懷風藻』に「年七十四」とあることによれば、斉明天皇五年（六五九）の生れである。記録上は、『続日本紀』の慶雲元年（七〇四）七月二十二日条が初見であるが、そのときすでに従五位上

中納言安倍広庭卿歌一首

児等之家道 差間遠焉 野干子乃 夜渡月尔 競敢六鴨

（卷三・三〇二）

安倍広庭卿歌一首

雨不零 殿雲流夜之 潤湿跡 恋乍居寸 君待香光

中納言安倍広庭卿一首

かくしつづ 中納言安倍広庭卿一首
 如是為管 在久乎好叙 靈剋 短命乎 長欲為流

(卷三・三七〇)

中納言阿倍広庭卿一首

こそのはる 中納言阿倍広庭卿一首
 去年春 伊許自而殖之 吾屋外之 若樹梅者 花咲尔家里

(卷八・一四二三)

題詞の作者表記は、広庭の歿後、統一的に付されたものと思しい。卷三の二首が、配列に間隔があるのは、それぞれの詠作の時期を反映したものと考えられようか。三〇二は平城遷都前後ごろ、三七〇は聖武朝ごろのおおよその目安がつけられそうである。九七五は、卷六の配列としては、天平四年の歌群に位置付けられる。これは広庭の歿年にあたる。広庭最晩年の一首ということになるが、あるいは詠作時期不明の一首を収録するにあたり、便宜的に広庭の歿年の位置に配置しただけなのかもしれない。一四二三は、卷八「春雑歌」の比較的冒頭に近いところに配列されるが、具体的詠作時期をうかがう情報に乏しく、やはり作歌年代が特定し難い。卷三の二首は、歌柄は相聞風であるが、いずれも雑歌に部類されており、宴席や交友の中

で詠作されたものであろう。卷六の一首は、最晩年の詠と捉えると、下句になにか深刻な感慨を読むことも可能かもしれないが、上句は今の一時的な享楽を楽しもうとするもので、これも宴席などで現在のこの機会を精一杯楽しもうと促す体の作なのではなからうか。「差」(三〇二)、「潤湿跡」(三七〇)、「伊許自而」(一四二三)といった語句には、いささかくだけた口語調がうかがえるように思われる。詠歌の主題とも併せて、いずれも軽やかな社交詠かとの印象を持つ。

広庭の漢詩は『懷風藻』に二首残るが、本稿ではうち一首をとりあげ、その中で用いられている語句に関する諸問題を検討してみることしたい。検討の作業をとおして、万葉歌人の背後には、漢語をめぐるどのような状況が存在していたのか、その一端が見えてくるのではないかと期待される。

一、作者の位置書

とりあげる作品の本文を、辰巳正明『懷風藻全注釈』(笠間書院、二〇一二年。以下、辰巳全注釈と略称)の校訂本文によつて掲出する。

從三位中納言兼權造長官安倍朝臣広庭二首（年七十四）

五言。春月侍宴。

聖衿感淑氣。高会啓芳春。罇五芥濁盈。樂万国風陳。

花舒桃苑香。草秀蘭筵新。堤上飄糸柳。波中浮錦鱗。

濫叨陪恩席。含毫愧才貧

広庭は、『続日本紀』の薨去記事には「中納言從三位兼權造、宮長官知河内和泉等国事阿倍朝臣広庭」とある。先に掲出した本文の位置書のうち「權造長官」の部分は、『懷風藻』の諸本では、林家本・群書類従本以外の多くが「催造長官」とある。

辰巳全注釈が掲げたような本文を立てるのは、底本の群書類従本を尊重するためである。「權造長官」に対して辰巳全注釈は「特別に設けられた任務の長官」と注する。おそらく「權官」などの語を意識した理解であると思われるが、律令制下における權官とは、既存の役職において定員以外に任命された者を意味し、特務による新設官を意味することはない。また仮にこの「權造長官」がなんらかの長官の權官を意味すると理解しようとしても、このままでは具体的な部署が示されていないことになり、官職名として意味を成さない。『続日本紀』に「催造官長官」とあることから、ここは諸本にある「催造長官」の

本文に拠るべきであろう。寛政版本は「造」の右に「宮イ」と傍記しており、伴直方校本は「宮」を本文として補っている由である。これだと『続日本紀』の位置書と一致することになるが、広庭は平城京造営を担うかとされる催造司の長の任にあつたわけだ³。「催造長官」のままでも問題はないのかもしれない。

二、詩題

当該詩の題は、一般に「春日侍宴」とされるが、辰巳全注釈はあえて「春月侍宴」の本文を採用している。そのことについては、「諸本は「春日」であるが、底本により春月とする。春三ヶ月の月である。春の月に公宴が開かれ、侍して詩を詠んだ」と述べる。辰巳全注釈の底本はすでに述べたように群書類従本であるが、本文設定にあたっては、版本と活字本双方を適宜取り合わせているようである。しかし実は、群書類従の版本にこの詩題、「春日侍宴」とあつて諸本と異なることがない。「春月」の本文は、群書類従を活字化するにあたって生じた誤植と思しく、近代になって発生した本文であること明らかである。群書類従本を底本とするのであつても、この本文は「春日」であるべきところである。先の位置書の本文設定も含め

て、辰巳全注釈には底本尊重の姿勢が強く打ち出されている。特定の底本に基づく以上、他本による濫りな本文校訂は控え、まずは底本の本文がどのように理解できるかを検討するという姿勢は、古典本文に対する考え方として、一定の見識ではある。殊に『懷風藻』の場合、日本古典文学大系の小島憲之注（以下、小島大系と略称）が權威を持つことにちにおいて、天和版本を底本とする大系本とは異なる底本による本文が提供されることの意味は大きい。しかし、必要最小限の本文校訂はやはり必要で、当該詩についてすでに指摘した二箇所は、それに相当する。

さて、「春日侍宴」という詩題であるが、同題の詩は『懷風藻』に少なくない。同一題の作者と詩番号を列挙するならば、次のとおりである。

藤原史（30） 采女比良夫（42） 息長臣足（55） 黄文備（57）

当該の広庭詩も加えると都合五首認められる。これらのうち、黄文備詩以外の四首は、いずれも同韻（『広韻』でいえば上平声十七真韻に相当する韻）を用いており、あるいは同時の

作かとも考えられる。藤原史・采女比良夫の詩には「応詔」ともあるが、一方で、「春日応詔」題の詩も少なからず認められる。その作者・詩番号は左のとおりである。

紀麻呂（14） 巨勢多益須（19・20） 美努淨麻呂（24）
安倍首名（43）

右のうち巨勢多益須の二首以外の三人による三首はやはり真韻で、つまり「春日侍宴」詩の四首と同韻である。時期的にも、これら「春日」題の詩は『懷風藻』の配列で前半部に集中しており、制作時期が近いことをうかがわせ、七首すべてが同時であった可能性も考えられなくはない。この七首の作者のうちでは紀麻呂がもっとも早く慶雲二年に歿した。仮に七首すべてが同時の作とすれば、それ以前の作ということになる。⁴

漢土においても、「春日」を題とする詩は六朝以来少なくともい。しかし、「春日侍宴」となると、六朝詩には用例が認められず、唐詩でもかなり限られた用例しか認められなくなる。

『文苑英華』卷二六九には、「春日侍宴芙蓉園応制」題のもと四首が掲載されている。作者は李嶠・蘇頌・李义・宋之問で、作者から推して、則天武后期の作と思しい。いずれも『全唐詩』

にも収録される。宋之問詩は『全唐詩』では詩題が「春日芙蓉園待、宴、応制」となっていて、『文苑英華』題と語順に前後があるのは、宋之問の別集から採用したためであろう。宋之問の別集にはさらにもう一首、同題詩が見えるが、それも『全唐詩』に掲載される。他に類似の詩題として、「春日、洛陽城待、宴」（姚崇）、「立春日、待、宴、内、殿、出、剪、綵、花、應、制」（上官昭容・宋之問・李嶠・劉憲・蘇頌・趙彦昭）などが見える。やはりこれらの作も、作者から推して、武后期の作と考えてよからう。『懷風藻』の「春日侍宴」という題は、指摘した唐詩の題に比して簡略であるが、「春日」と「侍宴」が同一題に含まれる例は六朝詩に見えず、また唐詩においても右に挙げた武后期の例を除くと、例が認められなくなるようである。『懷風藻』詩が、これら武后期の詩題の影響下にある可能性は考えてよいように思われる。『懷風藻』の「春日侍宴」題の詩については、(四首または「春日応詔」題も含めた七首が同時作かどうかは問わないにしても)藤原史詩は遅くともその歿年の養老四年(七二〇)までに作られていたのであり、それが武后期の詩題の影響下にあるとすれば、ほぼ同時代——武后即位から藤原史歿まではわずかに三十年ほどである——の漢土の実作の享受ということになる。

三、聖衿感淑氣 高会啓芳春

詩句の検討に移る。まずは最初の一聯について。この一聯には、『懷風藻』を読む者にとつては馴染みのある語が連続する。「淑氣」は、詩番号だけの指摘にとどめるが、24・29・30・35・37・55ときわめて頻繁に目にする語。いずれも春の作で、春の爽やかな氣を言っている。「芳春」も用例多く、集中では8・21・24・40・59・78にも用いられる。これらの語は、六朝以来、漢土の詩にも用例が多い。「聖衿」は40・55・77に見える。ただし、この語は漢土の例が必ずしも多くない。上代日本で参照可能であったと思われる用例としては、梁・劉孝綽「饒張惠紹応令」（『藝文類聚』卷二九「人部・別上」）に「聖衿（襟）惜岐路、曲宴關蘭堂」とあるのが、いまのところ見出せる唯一例である。ただし、これは応詔詩の例であるから、「聖衿」とは皇太子（この場合、簡文帝の皇太子・蕭大器か）のそれを言っていることになる。天子のそれを指す語としては「宸襟」があり、これは初唐詩にいくつか例が認められるが、『懷風藻』には例が見えない。漢土においてはいささか特殊な語と言つてよい「聖衿」が、日本の詩壇では歓迎されたことにな

る。「高会」は、『懷風藻』の配列で広庭詩以前の用例を見ないが、104の詩序にもう一例用例がある。漢土の用例は多い。これによれば、この最初の一聯は、この時期の公宴詩で使用頻度の高い語ばかりから構成されている観がある。

一方で、冒頭の一聯以外で当該詩に用いられた語については、第八句目の「錦鱗」が20にも見える。広庭詩以後の作まで入れれば、なおいくつかの語の他例を挙げることができるが、冒頭一聯がほとんど頻用の語ばかりから成り立っていたのに比べると、他の聯にはその割合は少ないようである。広庭の語彙が乏しいために、あのような冒頭聯しか綴れなかつたというわけでもないようである。冒頭の一聯の性格からは、安倍広庭が詩作をするころには、宮廷公宴の詩席で好んで用いられる語句に、あるていどの固定化が見られるようになっていたことがうかがえると言えようか。

四、罇五斉濁盈

第三句目は、正確な理解が難しい語である。小島大系は「罇は五にして斉濁盈ち」と訓読し、「酒罇は五つあつて、五つの罇の中には斉酒や濁酒が満ち」と大意を示す。辰巳全注釈では

訓読は小島大系と同一で、大意をも「罇は五つ用意されて斉酒と濁酒とが満ち溢れ」と、小島大系にはほぼ同様である。ただ、辰巳全注釈では、解説の項において改めて詩の内容を振り返る中で、この部分を「酒罇が五つ用意されたのは周の儀礼のときのようにであり、斉酒も周の儀礼の時の濁酒のように整えられ、すべてが周の勝れた国の作法のようだと褒める」と述べていて、「斉濁」の部分の理解が、大意のそれとはいささか異なっているようである。端的にまとめるならば、「斉濁」について、「斉」と「濁」という二つの酒の種類と捉えるか、「斉濁」でひとつの語と捉えるかの違いとならうか。

小島大系はこの句に補注を設けて、次のように説明する。

周礼、天官酒正に五斉がある。従つて罇は五つということになる（酒正、掌酒之政令、以_三式法_二授_一酒材、弁_三五_二齐_一之名、一曰_三泛_二齐、二曰_三醴_二齐、三曰_三盎_二齐、四曰_三緹_二齐、五曰_三沈_二齐_一）。

斉濁は斉酒（斉は濃淡の度をいう。周礼、酒正に「大祭三式、中祭再式、小祭壹式、皆有_三酌_二数_一、唯_三齐_二酒_一不_レ式」とある）と濁り酒、即ち清濁二種をいう。

これによって、小島大系は斉酒＝清酒という理解をしていたことが明らかであるが、これは誤解である。「斉は濃淡の度という」と述べ、ほぼ同様の説明が『大漢和辞典』にも認められるが、酒の濃淡というと、味わいの濃さやアルコール度の高低を指すのであろうか。しかし、『周礼』の当該の本文を鄭玄注によって理解する限り、「五斉」とは、濁り方の違いによって五つに区別されるものようである。右に引用した小島大系補注が引く「周礼」の二つの本文のうち、前者の記事に付された鄭注には、次のように述べる。

泛者、成而滓浮泛泛然、如今宜成醪矣。醴猶体也。成而汁滓相将、如今恬酒矣。盎猶翁也。成而翁翁然、葱白色、如今酇白矣。緹者、成而紅赤、如今下酒矣。沈者、成而滓沈、如今造清矣。自醴以上尤濁、縮酌者、盎以下差清。：

「五斉」それぞれのあり様を具体的に解説しているのであるが、引用の末尾によると、五斉（泛・醴・盎・緹・沈）のうち、泛・醴は濁りが甚だしく滓を濾して用いる（縮酌）ほどだが、盎・緹・沈は「差清」だという。この部分を受けて林古漢『懷風藻新註』（明治書院、一九五八年。以下、林新註と略称）

は、「斉濁は、濁つた斉で、泛斉、醴斉のことである」とする。同注が当該の句に対して「この句、故事の誤用があるかと思ふ」と述べるのは、「斉濁」は泛・醴の二種だけなのに「五」は理に合わないという理解による指摘かと思われる。しかし、鄭注にいう「差清」は、盎・緹・沈が、泛・醴に対して比較的清んでいるというのにすぎない（この「差」は、広庭の万葉歌にみえる「差間遠焉」^{ややまほきまを}（三〇二）の「差」^{やや}である）。つまり五斉は基本的にすべて濁酒なのである。『礼記』「郊特牲」の一節「明水浼斉、貴新也」に対する鄭玄注に「五斉濁（五斉は濁る）」というのも、そのことを言い表している。もっとも『礼記』本文にいう「浼斉」とは、そのような本来は濁酒である五斉を、さまざまな方法で濾した（浼・したむ）ものをいう。しかし、濾す（浼・したむ）といっても、『礼記』「郊特牲」の続く本文およびその鄭注によれば、滓の多い泛・醴などは茅の枝を用いて濾過するようだが、盎・緹・沈などは、他の酒で割って濁りを薄めるていどのことで、こんにち言う清酒とは、かなり趣が異なる。小島大系の斉酒＝清酒という図式は成り立たないと考えるべきであろう。そもそも「罇（樽）五」は斉酒だからこそ五なのであって、斉酒と別に濁酒が加わるのであれば、五という数に意味がなくなってしまう。「斉濁」は宴席に供さ

れた濁酒を儒教經典に見える五斉に重ね合わせて表現している
と理解するのが、適當であるように思われる。

ところで、五斉について林新註は、「祭祀の時に神にたてま
つるもので、味の薄いものである」といい、また「斉は酒とは
別なものである。酒の一種には違ひない。賓客には使はぬもの
である」と述べる。これはそのとおりで、斉とは、祭祀用にお
み用いられるものであつたらしい。辰巳全注釈が、漢土におけ
る「五斉」の用例として、「唐朝日樂章・送神」(『樂府詩集』
卷六)と、「唐禪社首樂章・雍和」(同)の例を挙げるが、つま
りいずれも唐代の祭祀樂の歌詞に見える用例である。これらよ
り古く、隋代の郊廟歌辭でも「方丘歌・登歌」(同)に「六瑚
已饋、五斉流香」の句を認める。漢土においては、唐代までの
詩語の用例にみえる「五斉」は、このようにことごとく祭祀に
関わるもので、広庭詩のような宴席詩の用例は見出せない。宴
席に供された酒のことを表現する語として、ふさわしいとは言
い難いようである。

一方、広庭詩の第三・四句の一聯は、ともに宴席に付き物で
ある飲酒と奏樂を対偶させて、宴席の賑々しさを表現するもの
で、これは『懷風藻』の宴席詩のひとつの類型であると言え
る。同様の発想による対偶表現として、広庭詩以前に配列され

る作に限つても、次の四例が挙げられる。

- 糸竹時盤桓、文酒乍留連。(巨勢多益須「春日応詔」20)
- 琴瑟設仙御、文酒啓水浜。(大石王「侍宴応詔」37)
- 対峰傾菊酒、臨水拍桐琴。(境部王「秋夜山池」51)
- 盃酒皆有月、歌声共逐風。(背奈行文「秋日於長王宅宴新羅客」60)

初唐詩にも同様の対偶は認められる。

- 漢酺歌聖酒、韶樂舞薰風。(張九齡「奉和聖製登封礼畢洛城酺宴」)
- 堯樽隨步輦、舜樂繞行塵。(杜審言「望春亭侍遊應詔」)
- 帝沢傾堯酒、宸歌掩舜弦。(李嶠「奉和天樞成宴夷夏群僚應制」)
- 酒杯浮湛露、歌曲唱流風。(薛曜「正夜侍宴應詔」)

このような類型的な対偶の発想によりながら、酒を表現する
にあたって、なにか典拠のある趣向を凝らしてみようとしたと
ころに、当該詩のいささか特殊な表現が採用されたということ

なのかもしれない。酒を単に「酒」といわず、典故ある表現を試みようとするとき、類書などを活用するのであるが、たとえば、引用した『周礼』の五斉の一つについて説明した本文などは、『太平御覧』巻八四三「飲食部一・酒上」の冒頭近くに引用されており、それは『修文殿御覧』などでも同様であったのではないかと思われる。また、『藝文類聚』巻七二「飲食部・酒」には、魏・王粲「酒賦」を掲載するが、その冒頭は次のような本文である。

帝女儀狄、旨酒是献。苾芬享祀、人神式宴。弁其五齐、節其三事。醜沈盜泛、清濁各異。

酒についての故事を列举して行くわけだが、「弁其五齐」以下、しばらく五斉に関わる文言が続く。このような記事を目にするので、五斉を酒の別名と判断してしまうことはあり得ることだったと思われる。

五、堤上飄糸柳

次に第七句の「糸柳」という語に注目してみる。

この語、辰巳全注釈が「糸のように細い柳の枝」と述べるとおりであるが、これを広庭がどのように獲得したかを跡付けることは、案外難しい。辰巳全注釈は、この語の漢土の用例について「楽府琴曲歌辞蔡氏「五弄遊春辞」に「曲江糸柳変煙条」とある」と述べる。この指摘、言わんとするのは、『楽府詩集』「琴曲歌辞」掲載の作に「糸柳」を含む引用の一句が見える、ということであろうが、「蔡氏「五弄遊春辞」とするのは、「蔡氏五弄「遊春辞」などと表記すべきかと思われる。

『楽府詩集』巻五九の解題記事にもあるとおり、「蔡氏五弄」という琴曲があり、それは「遊春」「淥水」「幽居」「坐愁」「秋思」の五曲より成るといふ。その五曲のうちの一つ「遊春」に基づく楽府題詩に引用の一句が見えるのである。この一句を含む詩は、『楽府詩集』は作者を王維（七〇一―七六二）とするが、これは『唐詩紀事』巻四二では張仲素（七六九？―八一九）の作とされ、また『全唐詩』では王涯（？―八三五）の作とされている。後二者いずれかの作だとすると、広庭の参照は年代的に不可能で、王維の作だとしてもやはり参照は考え難いだろう。「糸柳」の語、唐代より前に用例を見出せず、唐詩にはそれなりに見出せるが、盛唐以後の作がほとんどである。これは「柳糸」についても同様である。「糸柳」「柳糸」併せてい

まのところ見出せた唯一の初唐詩の例が、次の唐太宗詩である。

迴鑾遊福地、極目翫芳晨。梵鍾交二響、法日転双輪。宝刹
遥承露、天華近足春。未珮蘭猶小、無糸柳尚新。円光低月
殿、碎影乱風筠。对此留餘想、超然離俗塵。

（太宗文皇帝「謁并州興國寺」『広弘明集』卷三〇）

唐太宗は貞観十九年（六四五）の暮に并州に行幸しており、年を越して翌年三月まで滞在した（『旧唐書』太宗本紀）が、その際に地元の名刹に遊んだ折の詠であろうか。第四聯目は、極早春の蘭や柳のまだ本格的に春めていないことを言っているかと思われる。試みに訓読するならば、「未だ佩びざる蘭は猶小さく、糸無き柳は尚新なり」となるうか。訓読に示したとおり、「糸柳」と熟した例と考えてよいか、いささかためられる例である。しかし、春の芽吹いた柳条を糸に見立てていることは間違いない。春の柳を糸に見立てる例は、すでに六朝詩以来、それなりに例が見出せる。

糸条変柳色、香氣動蘭心。

（北周・庾信「詠春近餘雪応詔」『庾子山集』卷五）
垂糸被柳陌、落錦覆桃蹊。

（隋・盧思道「贈劉儀同西聘」『文苑英華』卷二四八）

これらの表現の蓄積の上に唐太宗詩の表現もあるわけだが、あるいは広庭詩の「糸柳」も、かかる表現に裏付けられつつ、漢土の詩よりも早く広庭によって独創された語であった可能性があるかもしれない。少なくともいまのところ、広庭が「糸柳」の語を学習した粉本に相当する漢土の確例が見出し難いのである。『懷風藻』にはもう一例「糸柳」の語が、藤原総前「侍宴」（87）に「糸柳飄三春」と見え、「柳糸」の語も長屋王「元日宴応詔」（67）に「柳糸入歌曲」と見える。総前詩・長屋王詩の場合も漢土の作例との前後関係は広庭詩と同様で、広庭詩からの学習など、日本における独自展開の可能性が想定できる。⁶

六、「濫叨」か「濫吹」か

次は第九句について。この冒頭の一語、辰巳全注釈は底本とした群書類従本により「濫叨」とする。一方、天和版本には

「濫吹」とあり、以後寛政版本まで異なることがない。「濫叨」
「濫吹」いずれを本文と定めるべきかが問題となる。天和版本
を底本とする小島大系は、「濫吹」を本文としたうえで次によ
うに施注する。

濫吹は妄りに竽（竹製の楽器、笛の一種。音ウ）を吹くこ
と（濫竽ともいう）、才能がないのにその位にあること
（韓非子、内儲説に本づく）。群本「濫叨」に作る、ともに
ミダリニの意。：濫吹は宴会などの詩の結句に多い（初唐
虞世南、奉和猷歲讌「宮臣」詩「微臣同濫吹、謬得仰
鈞天」など）。

簡単に言ってしまうは、「濫叨」「濫吹」いずれでも意味はほ
ぼ同じということになる。「濫叨」を本文とする辰巳全注釈で
は次のように注を付す。

○濫叨 みだりがわしいこと。ここでは濫りがわしく楽器
を吹くこと。才能が無いのに何かを行う比喩。杉本は韓非
子内儲説上、及び王融詩、江淹詩をあげる。大系は初唐虞
世南詩「微臣同濫吹」をあげる。梁元帝集「玄覽賦」に

「流連濫叨采」とある。

基本的には小島大系と同じ意で理解していることが見てとれ
る。しかし「濫叨」の注として、「ここでは濫りがわしく楽器
を吹くこと」と指摘するのは、適切ではない。「濫吹」であれ
ば、「韓非子」の故事（斉の宣王が何百人もの楽師に竽を合奏
させるのを好んだが、楽師の中にはまともに演奏できない者も
交って食禄に与っていたところ、宣王が歿し次代の繒王になる
と、一人一人の手腕を試されるのを恐れて逃げ出す楽師が出
た、という逸話）に基づき、「濫りがわしく楽器を吹くこと」
の説明は適切であるが、「濫叨」の場合、「叨」は「濫」と同じ
く、ミダリノ意（『正字通』に「叨、濫也」）で、楽器を演奏す
る意が介在する餘地はない。「ここでは」という限定がついて
いるので、当該詩においては特にその意を認めるということか
もしれないが、作品の文脈から、ここに「楽器を吹くこと」の
含意をあえて認める理由が思い当たらない。辰巳全注釈はこの句
の大意を「濫りがわしくこのような席に参列し」としており、
「楽器を吹くこと」を特に意識して訳出してもいまいようであ
る。「才能が無いのに何かを行う比喩」というのも、「濫吹」の
意味としてはふさわしいが、「濫叨」に対するものとしては、

意味を限定しすぎであろう。辰巳全注釈は、引き続き杉本行夫訳注『懐風藻』（弘文堂、一九四三年。以下、杉本訳注と略称）に言及するが、杉本訳注の本文は「濫吹」であり、『韓非子』はもちろん、王融・江淹の詩もいずれも「濫吹」の用例である。小島大系が「濫吹は宴会などの詩の結句に多い」と指摘するのも、これら王融詩（「出家懷道篇頌」「王寧朔集」）や江淹詩（「盧侍郎感交」「文選」卷三二）の例をも視野に入れてのものだろう。結末部に「濫吹」を用いる詩の例としては、さらに次のようなものが挙げられる。

弱齡參顧問、疇昔濫吹嘘。

（北周・庾信「奉和永豐殿下言志・其八」「庾子山集」卷五）

幸承濫吹末、擊壤自為歌。

（陳・張正見「從籍田心衡陽王教作・其五」「張散騎集」）

小島大系が挙げる虞世南詩もその一例である。これらにより、公宴詩の結末部の類型的な表現であったことは確かなようである。

一方、「濫叨」の用例はというと、いまのところ唐代までの詩語としての用例が見出せない。散文の用例はいくつか見ら

れ、辰巳全注釈は先に引用したように、梁元帝（蕭繹）「玄覽賦」の例を挙げている。しかしその本文の引用の仕方の問題がある。該当の部分とその前後も含めて示すならば、次のとおりである。

非吾心之所悅、曾未始而流連。濫叨、榮於分陝、踰一紀之星躔。

（梁元帝「玄覽賦」「文苑英華」卷二二六）

傍点を付した箇所が辰巳全注釈の引用部分であるが、なぜこのような切り出し方をするのか、理解し難い。梁元帝は梁高祖武帝（蕭衍）の七男で、やがて第四代皇帝となる。「玄覽賦」は、『藝文類聚』卷二六「人部十・言志」に収録されるが、「濫叨」を含む前後の部分は節略されている。作者が居宮から遠景を眺望しつつ人生の波瀾万丈を振り返って感慨を述べた作（「玄覽」は遠くを眺めて感慨を叙すること）と思われる。引用の部分は、即位以前に梁朝が危機に瀕するさなか、不本意にも都（建康）を遠く離れた生活を長く過ごしたことへの感慨を述べている一節かと思われる。蕭繹は、父武帝の治世下でたびたび都督・刺史として地方巡行の役割を任せられ、太清元年（五四七）には都督兼荊州刺史として赴任、江陵滞在中に景侯の乱が

勃発し(五四八)、幽閉された文帝は翌年に憤死、その後、簡文帝(蕭綱)・豫章王(蕭棟)と景侯による傀儡政権が続き、梁朝は混乱状態に陥っている。そのような状況下における「濫叨榮於分陝」という感慨には、いたずらに地方任務(「分陝」とは地方官として赴任すること)に専従してきてしまったことへの、不本意な思いを読み取るべきであろう。この場合は、分不相応な榮譽を得た喜びを表すのではなく、心ならずもその境遇に身を置く徒勞感といったものをこめた文脈と理解できる。そして、次句「踰一紀之星躔(一紀の星躔を踰ゆ)」との対偶を考えるならば、「叨榮を分陝に濫りにし」とでも訓ずべきところと思われ、「濫叨」の語例として挙げることにしたいが、あまり相応しくはないのかもしれない。

もつとも、「濫叨」がすべて「玄覽賦」のようなニュアンスで用いられるわけではなく、むしろ他の例によれば、榮譽を得た喜びを謙遜の気持ちも込めつつ表明する文脈で用いるのが、主たる用法であるのは確かなようである。

臣質輕散木、運忝連姻、濫叨右戚之榮、曲荷陸親之礼。

(唐・許敬宗「為工部尚書段綸請致仕表」『文苑英華』卷六

〇三)

右の例は、皇帝の姻戚となった喜びを述べている。しかし、すでに述べたように、詩に用いた例が見出せない(一方で、「濫吹」の詩における用例はあるけどまとまって認められる)ことが、当該の広庭詩の本文を「濫叨」とすることをためらわせる。「濫吹」を本文とするのが適当と考える。

おわりに

さて、漢土の詩における「濫吹」の一例として、小島大系が虞世南詩を挙げていたが、その全文は次のとおりである。

奉和獻歲讌宮臣 虞世南

履端初起節、長苑命高筵。肆夏喧金奏、重潤響朱弦。春光催柳色、日彩泛槐煙。微臣同濫吹、謬得仰鈞天。

掲出の本文は『全唐詩』によったが、『文苑英華』卷一七二には、同題(「獻歲讌宮臣」)の隋煬帝の作も掲載され、虞世南の作はそれに対する奉和詩で、彼が隋朝に出仕していた時期の作と思しい。題にいう「獻歲」は、歳首・歳旦などというのに

等しく、新年の宴席での君臣の唱和である。虞世南詩の第二句目「長苑命高筵」には、広庭詩の第三聯「花舒桃苑香。草秀蘭筵新」に通う景物の選択が見られるように思うが、どうであろうか。加えて、虞世南詩の第五句目「春光催柳色」の「春」は、『初学記』巻四や『文苑英華』では「糸」となっているのである。『大漢和辞典』は「糸光」の項に当該の虞世南詩を例に挙げ、「生糸のつや。絹糸のつや」と解説する。『漢語大詞典』にも同様の解説が見えるが、別に太陽の光線を言う例もあるとも説明する（陳後主「被襖汎舟春日玄圃各賦七韻」の「日裏糸光動」を例示する）。虞世南詩の「糸光」も、太陽の光線の意で理解してよいのではないだろうか。一句は、「春の光線は柳の新緑の芽生えを促している」となり、つまり「春光」「糸光」いずれであっても、意味するところはほぼ同じと考えられる。しかし、春の光をあえて「糸光」と言うのは、それは柳との縁で選ばれた修辞であったと考えて間違いないだろう。すると、広庭詩の「糸柳」とのつながりも見えてくることになる。このように広庭詩には、虞世南詩との間に語や発想の類似が少なくない。広庭が作詩にあたって、直接この虞世南詩を参照していた可能性を考えてもよいのではないかと思われる。虞世南詩は、現存の文献としては『初学記』に収録されるのが

もっとも古いが、虞世南には別集三十巻があったことが『旧唐書』の伝に見えており、そのような文献を介して知る機会があったものであるうか。また『隋煬帝集』（『隋書』『経籍志』には五十五巻とし、『旧唐書』『経籍志』『新唐書』『藝文志』では三十巻とする）への収録の可能性も想定できよう。⁹⁾

以上、安倍広庭「春日侍宴」のいくつかの語句・表現をめぐって検討した。万葉びとが漢語を操るときに、どのような知的環境の中で、いかなる情報源によりつつ、みずからの表現を紡ぎ出していたのかは、本稿で行ったような作業を積み重ねることによって、全貌が明らかになって行くのだと考えている。

注

- (1) ただし、『万葉集』巻三の配列には、詠作年代順の配列を原則としつつも、しばしば乱れている箇所が認められる。広庭の三〇二の前後でも、直前に六八四年生まれの長屋王の詠作（三〇〇・三〇一）が配されるが、直後には七〇〇年以後の確かな作が認められない柿本人麻呂の作（三〇三・三〇四）が配される。
- (2) 伴直方校本の情報は、大野保「懷風藻の研究」（三省堂、一九五七年）による。
- (3) ただし、同時代史料には、催造司の長は「催造監」と記される（たとえば『大日本古文书』巻一・五五三頁）。

- (4) 月野文子『懐風藻』の押韻—韻の偏りの意味するもの—(『和漢比較文学叢書第二巻 上代文学と漢文学』汲古書院、一九八六年)も、『懐風藻』に収録される春の公宴詩に真韻の作が異様に多いことから、それらの多くが同じ宴における和韻の作であった可能性を指摘する。ただし月野氏は、真韻の詩がすべて同一機会に成ったとは考え難く、「応詔」とあるものが文武朝の作、「侍宴」とあるものが元明・元正朝の作といった、おおよその目安がつけられるか、と述べる。
- (5) 『春日』『侍宴』を同時に有する詩題が六朝になく、初唐にまともって見えるとの指摘は、早稲田大学大学院文学研究科の講義科目「日本文学講義2」(二〇一三年度)に提出された受講生・遠藤賢治のレポートが指摘するところ。
- (6) 現存の資料では、特定の漢語表現が、ときに漢土のものより日本の例が先行するように見えることがある。それが、実際に日本の例が漢土と関わりなく独創的に先行するのかが、現在では失われてしまった漢土の先行例によって成されたものなのかは、判断がなかなか難しい。「糸柳」についても、厳密にはその成り立ちについて、なお断言することが難しい事例だと言わざるを得ない。類似の事例といえる、漢土の詩題と『万葉集』の題詞に共通して認められる「追和」という語の成り立ちについては、拙稿「赤人、憶良と家持」(『高岡市万葉歴史館叢書』二六、二〇一四年)で触れた。
- (7) 「二紀」は十二年。この語によれば、蕭繹が大同六年(五四〇)に都督兼江州刺史に任命されたことから、景侯を破って即位する太始二年(五五二)ごろまでのことを回想しているものか。
- (8) 虞世南の別集は、『旧唐書』『新唐書』『藝文志』にも、三十巻として見える。
- (9) ちなみに、虞世南・隋煬帝の別集は、いずれも『日本国見在書目録』には見えるので、遅くとも九世紀後半ごろまでに、日本に将来されていたことは、間違いがない。